

善通寺市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づく善通寺市地域福祉計画の策定にあたり、その内容を検討するため、善通寺市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 善通寺市地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民代表者
- (3) 医療、福祉又は保健に係る法人その他の団体に属する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項（以下「所掌事項」という。）を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意

見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

(最初の委員会招集)

2 この要綱による最初の委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、所掌事項が完了したとき、その効力を失う。